

工事監理状況報告書に関する Q&A

内容

- 1 県規則第6条の3の制定理由は何ですか。 2
- 2 県規則第6条の3は広島県の管轄区域内でのみ適用されるものですか。 2
- 3 県規則第6条の3と県規則第7条の根拠規定は何ですか。 2
- 4 県規則第6条の3に定める書類と県規則第7条に定める書類の提出時期と提出機関について教えてください。 2
- 5 県規則第6条の3と県規則第7条に定める書類について、両方提出する必要がありますか。 2
- 6 完了検査申請書第四面と県規則第6条の3に規定する工事監理状況報告書との関係について教えてください。 2
- 7 完了検査申請書第四面や県規則第6条の3で照合を行った設計図書について、検査時に現場へ備え付けておく必要がありますか。 3
- 8 「工事監理状況報告書」と「工事監理報告書」の違いについて教えてください。 3
- 9 県規則第6条の3に定める書類について、土砂災害特別警戒区域に係る対策工事実施済みの敷地で、対策工事実施状況報告書を確認申請時に添付した場合も完了検査時に添付する必要がありますか。 3
- 10 県規則第6条の3に定める書類について、小口径鋼管杭（地盤改良の目的で設置されたものに限る）や柱状改良工法による地盤改良工事は地業工事監理状況報告書を提出する必要がありますか。 .. 3
- 11 県規則第6条の3に定める書類について、1階がRC造、2階・3階が鉄骨造の混構造であり、各階の床面積が300㎡である場合、どの工事監理状況報告書を提出すればよいですか。 3
- 12 県規則第6条の3に定める書類について、工事監理状況報告書を求める延べ面積の考え方について、既存建築物へ複数増築する場合はどのように面積を考えますか。 4
- 13 県規則第6条の3に定める書類について、型式適合認定(型式部材等製造者認証)の建築物において、コンクリート工事監理状況報告書や鉄骨工事監理状況報告書の提出は必要となりますか。 4
- 14 鉄骨造の建築物であって、階数が3以上であるもの又は延べ面積が500平方メートルを超えるものであるものについて、基礎部分がRC造となっている場合にコンクリート工事監理状況報告書及び鉄筋工事監理状況報告書の提出が必要でしょうか。 4

このQ&Aで使用する略語は次のとおりとします。

「法」…建築基準法

「令」…建築基準法施行令

「省令」…建築基準法施行規則

「県規則」…広島県建築基準法施行細則

1 県規則第6条の3の制定理由は何ですか。

答 共同住宅の界壁等の仕様が建築基準法に基づき認められる仕様に適合しない事案が全国的に発生し、本県におきましても同様の事案が多数発生しました。

こういった事案の再発防止の観点から、中間検査及び完了検査において、監理状況についての書類による報告により適切に工事監理が実施されていることを確認するとともに、現地での目視検査に加え、工事写真、工事の検査記録等により、工事が設計図書のとおり実施されたものであることを確認する必要があります。

このことから、本県では、適切な工事監理の徹底と、より実効性のある中間検査及び完了検査の実施のために、監理状況の把握において特に必要があると認める書類を中間検査申請書及び完了検査申請書に添えることを県規則に定めたものです。

2 県規則第6条の3は広島県の管轄区域内でのみ適用されるものですか。

答 広島県の管轄区域（特定行政庁の広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市及び限定特定行政庁の三次市（法第6条第1項4号に限る）を除く地域）に適用されます。管轄区域外においては、各市の規則等で規定されていますので、取り扱いや書式等が異なります。

3 県規則第6条の3と県規則第7条の根拠規定は何ですか。

答 県規則第6条の3は省令第4条第1項第6号（省令第4条の8第1項第4号）に基づいて規定したものです。

県規則第7条は法第12条第5項に基づいて規定したものです。

4 県規則第6条の3に定める書類と県規則第7条に定める書類の提出時期と提出機関について教えてください。

答 県規則第6条の3は、中間検査申請及び完了検査申請時に県または指定確認検査機関に提出するものです。

県規則第7条は法第12条第5項に基づき、各指定工程に達したときに県に提出するものです。

5 県規則第6条の3と県規則第7条に定める書類について、両方提出する必要がありますか。

答 県規則第7条で報告を求めた項目については、県規則第6条の3に定める書類の提出は不要です。ただし、県規則第6条の3に定める、「土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書」及び「省エネ基準工事監理状況報告書」は、県規則第7条（法第12条第5項）の指定された工程に該当項目がないため、原則提出する必要があります。

6 完了検査申請書第四面と県規則第6条の3に規定する工事監理状況報告書との関係について教えてください。

答 県規則第6条の3に規定する地業工事監理状況報告書、コンクリート工事監理状況報告書、鉄筋工事監理状況報告書及び鉄骨工事監理状況報告書は、完了検査申請書第四面(工事監理の状況)に掲載している「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法」の欄、並びに「同材料の接合状況、接合部分の形状等」の欄に記載

すべき事項を含む報告書です。

したがって、第四面の注意書き，5. 第四面関係⑫に記載のとおり，当該報告書による報告をした場合，第四面の該当欄への記載を省略することができます。

なお，県規則第7条の報告については，県規則第6条の3第6項第2号が適用される場合であっても，第四面に記載すべき事項を含む報告書と県が判断する場合に限り，該当欄への記載を省略することができます。

7 完了検査申請書第四面や県規則第6条の3で照合を行った設計図書について，検査時に現場へ備え付けておく必要がありますか。

答 照合を行った設計図書について，自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認を行った場合，施工の状況を把握するために，これらの書類を検査時に確認することがありますので，現場に備え付けてください。

8 「工事監理状況報告書」と「工事監理報告書」の違いについて教えてください。

答 「工事監理状況報告書」は県規則第6条の3及び県規則第7条で規定しており，申請書等に添付又は提出することにより県に工事監理の状況を報告する際に使用するものです。

「工事監理報告書」は建築士法第20条第3項，建築士法施行規則第17条の15で規定されており，工事監理が終了したときにその結果を建築主に報告する際に使用するものです。

9 県規則第6条の3に定める書類について，土砂災害特別警戒区域に係る対策工事実施済みの敷地で，対策工事実施状況報告書を確認申請時に添付した場合も完了検査時に添付する必要がありますか。

答 添付の必要はありません。なお，令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書を確認申請時に添付した場合についても同様に添付不要です。

10 県規則第6条の3に定める書類について，小口径鋼管杭（地盤改良の目的で設置されたものに限る）や柱状改良工法による地盤改良工事は地業工事監理状況報告書を提出する必要がありますか。

答 小口径鋼管杭（地盤改良の目的で設置されたものに限る）や柱状改良工法による地盤改良工事は，地業工事には該当しないため，提出する必要はありません。地業工事とは既製コンクリート杭，鋼杭，場所打ちコンクリート杭の施工のある工事です。

なお，敷地の安全性に係る「地盤改良工事」の場合にあっても工事監理状況報告書の提出をお願いする場合がありますので，確認処分を受けた建築主事あるいは指定確認検査機関へご確認ください。

11 県規則第6条の3に定める書類について，1階がRC造，2階・3階が鉄骨造の混構造であり，各階の床面積が300㎡である場合，どの工事監理状況報告書を提出すればよいですか。

答 混構造の場合は，構造種別ごとに県規則で定める規模に該当する場合にその構造種別の工事監理状況報告書を提出してください。ご質問の場合は，コンクリート，鉄筋の工事監理状況報告書は不要，鉄骨の工事監理状況報告書は必要となります。

12 県規則第6条の3に定める書類について、工事監理状況報告書を求める延べ面積の考え方について、既存建築物へ複数増築する場合はどのように面積を考えますか。

答 増築部分ごとに延べ面積を算定し、各々の増築部分の面積が県規則で定める規模に該当する増築部分については、工事監理状況報告書が必要となります。

13 県規則第6条の3に定める書類について、型式適合認定(型式部材等製造者認証)の建築物において、コンクリート工事監理状況報告書や鉄骨工事監理状況報告書の提出は必要となりますか。

答 必要となります。検査の特例を受けようとする場合は、建築士である工事監理者によって設計図どおり実施されたことを確認しなければならず、法定図書である確認に要した図書等及び工事写真と併せて各種工事監理状況報告書も確認する必要があると考えます。

14 鉄骨造の建築物であって、階数が3以上であるもの又は延べ面積が500平方メートルを超えるものであるものについて、基礎部分がRC造となっている場合にコンクリート工事監理状況報告書及び鉄筋工事監理状況報告書の提出が必要でしょうか。

答 提出不要です。